

別表第2 評価項目及び評価基準

評価項目		評価基準	配点	得点
地域精通度 (※1)	事業所等の所在地	主たる営業機能を有する本店が姫路市内にある法人又は住所及び主たる事業所が姫路市内にある個人である場合	4点	/ 4点
		姫路市内に営業機能を有する支店若しくは営業所等があり、法人市民税を納付している法人又は姫路市内に事業所があり、市県民税(普通徴収)、固定資産税のいずれかの市税が課されている個人である場合	2点	
		上記以外	0点	
姫路市の競争入札における格付け	土木コンサルタントの格付け	競争入札の参加者の格付基準等について(令和4年姫路市告示第140号)第2項の規定により、土木コンサルタントの業種においてAランクに格付けされた者	2点	/ 2点
		上記以外	0点	
企業の実績	過去10年間の同種業務の実績の有無 (※2)	同種業務の実績が2件以上有る。	2点	/ 2点
		同種業務の実績が1件有る。	0点	
		同種業務の実績が無い。	選定しない。	
	過去10年間の同種業務の実績の内容	道の駅の整備及び運営事業の事業者選定に係る実施方針又は入札若しくはプロポーザル方式に係る業務説明書等の募集要項(以下「募集要項」という。)を作成した実績が2件以上有る。	4点	/ 4点
		道の駅の整備及び運営事業の事業者選定に係る募集要項を作成した実績が1件有る。	2点	
		その他の道路休憩施設又は地域振興施設の整備及び運営事業の事業者選定に係る募集要項を作成した実績が2件以上有る。	2点	
		その他の道路休憩施設又は地域振興施設の整備及び運営事業に係る募集要項を作成した実績が1件有る。	1点	
		道の駅の整備及び運営事業の事業者選定に係る仕様書又は要求水準書(以下「仕様書等」という。)を作成した実績が2件以上有る。	4点	/ 4点
		道の駅の整備及び運営事業の事業者選定に係る仕様書等を作成した実績が1件有る。	2点	
		その他の道路休憩施設又は地域振興施設の整備及び運営事業の事業者選定に係る仕様書等を作成した実績が2件以上有る。	2点	

		その他の道路休憩施設又は地域振興施設の整備及び運営事業の事業者選定に係る仕様書等を作成した実績が1件有る。	1点	
		道の駅等の整備及び運営事業の事業者選定に係る募集要項等を作成した実績が無い。	0点	
	過去10年間の類似業務の実績の有無 (※3)	類似業務の実績が2件以上有る。	4点	/ 4点
		類似業務の実績が1件有る。	2点	
		類似業務の実績が無い。	0点	
配置予定技術者 (管理技術者)の 実績	過去10年間に従事した同種業務等の実績の有無	同種業務の実績が2件以上有る。	4点	/ 4点
		同種業務の実績が1件有る。	2点	
		類似業務の実績が1件有る。	1点	
		同種業務の実績無し	0点	
	継続教育(CPD)単位の取得状況	推奨単位以上取得	1点	/ 1点
推奨単位以上未取得		0点		
配置予定技術者 (担当技術者)の 資格及び実績	保有資格	技術士法による第2次試験のうち、技術部門を建設部門(選択科目を「道路」又は「都市及び地方計画」とするもの)に限る。以下同じ。)又は総合技術監理部門(選択科目を「建設一般及び道路」又は「建設一般並びに都市及び地方計画」とするもの)に合格し、同法による登録を受けている者	2点	/ 2点
		国土交通省登録技術者資格(「公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規程(平成26年国土交通省告示第1107号)」に基づいて、技術者資格登録簿に登録された資格をいう。以下同じ。)のうち、施設分野を「道路」又は「都市計画及び地方計画」、業務は「計画・調査・設計」とする者	1点	
	過去10年間に従事した同種業務等の実績の有無	同種業務の実績が2件以上有る。	4点	/ 4点
		同種業務の実績が1件有る。	2点	
		類似業務の実績が1件有る。	1点	
同種業務の実績無し		選定しない。		
継続教育(CPD)単位の取得状況	推奨単位以上取得	1点	/ 1点	
	推奨単位以上未取得	0点		

減点項目（※4）	指名停止措置の履歴		有り	△1点×回数	△1点×回数
			無し	0点	
技術提案書 (実施方針)	業務理解度	業務の目的、条件及び内容の理解度が高い場合に優位に評価する。	正しく理解している。	2点	／2点
			概ね理解している。	1点	
			理解度が低い。	0点	
	実施手順	業務実施手順を示す実施フローの妥当性が高い場合に優位に評価する。	妥当性が高い。	2点	／2点
			概ね妥当性がある。	1点	
			一部不整合な部分が有る。	0点	
	工程表	業務量の把握状況を示す工程計画の妥当性が高い場合に優位に評価する。	妥当性が高い。	2点	／2点
			概ね妥当性がある。	1点	
			一部不整合な部分が有る。	0点	
	その他	「有益な代替案」、「重要事項の指摘と重要事項の指摘に対する対応」がある場合に優位に評価する。	「有益な代替案」、「重要事項の指摘と重要事項の指摘に対する対応」の両方が記載されている。	2点	／2点
			「有益な代替案」、「重要事項の指摘と重要事項の指摘に対する対応」のいずれかが記載されている。	1点	
			提案が無い。	0点	
	業務の目的が理解されておらず、実施フローや工程表の妥当性が著しく劣る場合は評価せず、技術提案書を無効とする。				
技術提案書 (実施体制)	業務実施体制の妥当性	業務経験者、業務に関連する専門技術者、業務の実施に必要な又は有効な有資格者等（様式第4号に記載された配置する予定の技術者等を除く。）を適正に配置するなど業務を遂行する上で確保される実施体制の適切性、妥当性が高い場合に評価する。	本業務に関連する業務に対応する体制が構築されている。	2点	／6点
			同種業務の経験者（管理技術者又は担当技術者として従事した実績を有する者）が配置されている（直接的雇用関係を有する場合に限る。）。	2点	
			専門技術者等が配置されている（直接的雇用関係を有する場合に限る。）。（※5）	2点	
			下記の項目に該当する場合には選定しない。 ・再委託の内容が、主たる部分の場合 ・業務の分担構成が不明確又は不自然な場合		

技術提案書 (評価テーマ1)	道の駅の整備の効果（施設の維持管理費及び運営費の抑制方策及び整備費用に相応した市内の経済波及効果等）の考え方について				
	的確性	地形、環境、地域特性などの与条件との整合性が高い場合に優位に評価する。	整合性が十分ある。	2点	／2点
			整合性がある。	1点	
			一部不整合な部分が有る。	0点	
		着目点、問題点、解決方法等が適切かつ論理的に整理されており、本業務を遂行するに当たって有効性が高い場合に優位に評価する。	キーワードが十分に網羅されている。	2点	／2点
			キーワードが網羅されている。	1点	
			キーワードの記述が不十分である。	0点	
		業務の難易度にふさわしい提案となっている場合に優位に評価する。	難易度に十分に対応している。	2点	／2点
			難易度に対応している。	1点	
			難易度への対応が不十分である。	0点	
	業務の重要度を考慮した提案となっている場合に優位に評価する。	重要度を十分に考慮している。	2点	／2点	
		重要度を考慮している。	1点		
		重要度の考慮が不足している。	0点		
	実現性	提案内容に説得力がある場合に優位に評価する。	十分に説得力がある。	2点	／2点
			説得力がある。	1点	
			説得力が不十分である。	0点	
		提案内容を裏付ける類似実績などが明示されている場合に優位に評価する。	複数の類似実績が有る。	2点	／2点
			類似実績が有る。	1点	
			類似実績が無い。	0点	
		利用しようとする技術基準、手法又は資料が適切な場合に優位に評価する。	技術基準等が適切である。	2点	／2点
技術基準等が概ね適切である。			1点		
技術基準等が適切ではない又は無い。			0点		
提案内容によって想定される効果が適切な場合に優位に評価する。		適切である。	2点	／2点	
		概ね妥当である。	1点		
		提案内容と不整合な部分が有る。	0点		
業務の実現性に著しく欠ける場合は評価せず、技術提案書を無効とする。					

技術提案書 (評価テーマ2)	令和3年度に実施した(仮称)道の駅姫路に関するサウンディング型市場調査に参加した者以外の民間事業者に幅広くヒアリングを実施する方法及びその民間事業者の抽出方法について			
	的実現性	評価テーマ1と同じ。 業務の実現性に著しく欠ける場合は評価せず、技術提案書を無効とする。		/16点
技術提案書 (評価テーマ3)	道路管理者である兵庫県と一体型で道の駅を整備する場合の留意事項について			
	的実現性	評価テーマ1と同じ。 業務の実現性に著しく欠ける場合は評価せず、技術提案書を無効とする。		/16点
ヒアリング等	技術者としての基本的な技術	業務を実施するために必要となる専門技術力及び業務に関連する専門技術の知識が確認できる。	3点	/3点
		業務を実施するために必要となる専門技術力及び業務に関連する専門技術の知識が確認できない。	0点	
	技術資料の内容に関する知識	業務の目的及び内容を十分理解し、取り組む意欲や技術資料の内容の理解度が高い。	3点	/3点
		上記以外	0点	
参考見積			数値化しない。	
合計(技術評価の得点合計)				100点

※1 地域精精通度については、参加申込の受付期間の最終日において、競争入札の参加資格等について(平成23年姫路市告示第408号)第5項に規定する令和4年度の姫路市業者登録名簿により、姫路市契約事務取扱要綱(昭和62年6月20日制定)第5条の規定に基づき、評価する。

※2 同種業務とは、第2項第3号エに定める業務をいう。

※3 類似業務とは、道の駅の新築又は改築工事に係る設計(建築設計又は土木工事の設計に限る。)業務をいう。

※4 減点項目(指名停止措置の履歴)

令和2年4月1日から公告日前日までに本市指名停止措置を受けた場合に1回の措置につき1点を減点する。

※5 専門技術者とは、業務に関連し、有益と考えられる有資格者(一級建築士又は二級建築士等)及び受注者又は発注者の立場で行った請負業務の実績の他、研究、企画、設計、分析、評価、著述等の具体的な同種及び類似業務等に従事した実績を有する者をいう。